

令和元年度 第6回香取市農業委員会総会議事録

令和元年9月5日

9月5日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について
日程第6 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	林	浩	2番	平	川	君	子		
3番	石	橋	清	勝	4番	鈴	木	清	
5番	篠	塚	正	則	6番	遠	藤	宏	
7番	寺	島	美	幸	8番	片	野	壽	夫
9番	海	老	澤	武	10番	富	澤	克	彦
11番	飯	森	孝	13番	鵜	澤	幹	司	
14番	菅	谷	樹	雄	15番	林	藤	江	
16番	高	木	甚	一	17番	大	堀	潔	
18番	栗	林	利	男	19番	伊	藤	寛	

1. 欠席委員は1名、その氏名は下記のとおり

12番 高 松 多可史

事務局職員出席者

事務局長	椎	名	正	志	管理班長	高	橋	重	正
農地班長	櫻	井	廣	子	主 査	滑	川	典	文
主 査	高	橋	亮	太	郎				

開会 午後 2時56分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日、12番 高松多可史委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。

本日の出席委員は、18名です。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和元年度第6回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきますと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 寺島美幸委員、11番 飯森 孝委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第6 報告第1号を提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和元年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは1ページから2ページで、整理番号は1番から4番までです。

整理番号1番は、譲渡人が農業後継者である譲受人に親子間贈与による所有権移転をするものです。

整理番号2番は、譲渡人が農業廃止のため、譲受人に売買により所有権移転をするものです。

整理番号3番は、譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号4番は、譲受人が農業経営合理化のため、譲渡人からの贈与による所有権移転をするものです。

以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 次に事前審査会の報告をお願いします。

第5班 副班長 埴 武久 農地利用最適化推進委員。

埴推進委員 それでは、ご報告申し上げます。

去る8月28日水曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第5班の事前審査会を開催いたしました。

提出されました農地法第3条の案件は4件であり、写真・書類による審査を行いました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがいまして、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いします。

議長 次に担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、4番 鈴木 清委員。

4番鈴木委員 整理番号1番について、鈴木推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたしま

す。

この申請は、父親が高齢のため後継者である子が贈与により所有権移転を受けるものです。親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号2番について、15番 林 藤江委員。

15番林委員 整理番号2番について、山田推進委員と電話連絡をして各々現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は高齢のため農地をすべて処分したい意向があり、譲受人は自作地の近接農地を取得し、耕作したい意向があり売買による所有権移転の協議が整ったものです。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号3番について、16番 高木甚一委員。

16番高木委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人は相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、譲受人は自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 整理番号4番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果をご説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に隣接している農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われま

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 長 これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決をいたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求めます。令和元年9月5提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは3ページから5ページ、整理番号は1番から7番です。

整理番号1番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号2番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は地上権設定です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号3番、転用目的は農業用施設用地、権利の内容は使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号4番、転用目的は宅地分譲用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地区内第一種住居地域のため第三種農地です。

整理番号5番、転用目的は専用住宅用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第二種農地に該当します。

整理番号6番、転用目的は駐車場用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

整理番号7番、転用目的は太陽光発電施設用地、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は第二種農地に該当します。

以上、7件でございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 副班長 埜 武久 農地利用最適化推進委員。

埜推進委員 それでは、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は7件であります。

整理番号5番の専用住宅用地と隣接地6番の駐車場用地、および7番の太陽光発電施設用地については、現地確認をし、その他の案件については、写真および書類等で審査いたしました。

書類等で審査した案件については、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性について問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

次に、現地調査案件については、調査の結果から他の農地に被害を及ぼす影響もなく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所、申請地は○○○○○○○○○○前から○○○方面へ○○キロほど進みますと、左側に○○の○○○○○○○○があります。その前の○○○○○○○○を右折し○○○○方面へ○○メートルほど進み、さらに右折して○○メートル進んだ地点が申請地となります。

この申請は、譲受人は申請地の隣接地において、住宅の建築を予定しておりますが、この住宅用の水道の引き込み、および合併浄化槽排水施設の埋設用地として申請地を使用する計画をしたものです。申請地では、埋立て等を行わず整地します。

雨水・排水は敷地内自然浸透処理とし、汚水・雑排水は北側公道U字溝に放流します。

なお、U字溝の処理水は耕地整備組合の水路に流れ込みますが組合の同意を得ているため問題はありません。

また、隣接農地には、すでにコンクリートブロックが設けられているため、土砂等の流出は防止されています。

場所は、先ほどの整理番号5番の隣接地になります。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある水道工事業などを営む法人ですが、香取市〇〇〇に香取地域を担当する支店があり、会社が保有する業務車両および従業員用の駐車場が不足しているため、支店の隣接地である申請地に会社用の駐車場を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

雨水・排水は敷地内自然浸透で処理します。

また、隣接農地には、すでにコンクリートの土留めが設けられているため、土砂等の流出は防止されております。

なお、申請地は土地改良区の区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号7番について、18番 栗林利男委員。

18番栗林委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇を〇〇方面に向かうと〇〇という場所なのですが、〇〇の〇〇〇があるのですが〇〇〇を左に左折、さらに〇〇があるのですが、そちら方面へ向かって行きまして〇〇の〇〇〇があります。その〇〇〇を左折した所です。

この申請は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に本店のある再生可能エネルギーの運営事業などを営む法人ですが、小規模な集団の農地の一部で遊休農地となっている申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置する計画をしたものです。

申請地では、埋立て等を行わず整地します。

また、雨水・排水は自然浸透処理とし、隣接農地にはフェンスを設置することで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区の区域外であり、資金計画も妥当であるため、本申請は転用の確実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れがなく、特に問題ないものと考えます。

以上、調査報告を終わります。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号については、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。
令和元年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

令和元年度第6次農用地利用集積計画は、整理番号1番から6番です。ページは6ページから8ページです。

所有権移転が3件、15,089㎡で、このうち田が4,182㎡、畑が10,907㎡です。

次に、賃借権設定は3件、9,734㎡です。

内訳ですが、新規は2件で7,147㎡、すべて田であり、中間管理機構分です。

再設定は1件で2,587㎡、すべて畑です。

以上6件の第6次農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和元年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号は1番、賃借権設定です。田7,147㎡で、新規設定です。

以上、1件の農用地利用配分計画案については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願について。下記のとおり農地法第5条の規定による許可処分取消願の提出があったので、県への通知について審議を求める。令和元年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

整理番号1番、申請書記載誤りのため取消をするものであり、議案第2号、整理番号2番にて、改めて権利内容を地上権設定として申請したものです。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第5班 副班長 埴 武久 農地利用最適化推進委員。

埴推進委員 事前審査の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の規定による許可処分の取消願いは1件であります。

案件につきましては、書類等により審査を行った結果、農地法第5条の規定による許可処分の取消が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明をお願いいたします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、6番 遠藤 宏委員。

6番遠藤委員 整理番号1番について、説明します。

本件は、令和元年6月21日付けで、太陽光発電施設用地の許可を受けているものでありますが、権利の内容が地上権の設定であるところ、賃借権の設定と認識誤りをして申請したため、取消しをするものです。

なお、議案第2号 5条申請 整理番号2番にて、改めて申請されています。

以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、取消相当として進達することに決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画（中途解約）の通知があったので報告する。令和元年9月5日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は1件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時31分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人